Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

高津区

KAWASAKI
希望のシナリオ

令和 9 年度

高津区市民提案型協働事業募集案内

高津区では、地域の身近な課題の解決を図るため、地域で活動する団体が、独自のアイデアや手法を生かし、区役所と協働で実施する事業を募集します。
※応募前に必ずこの募集案内を御一読ください。

募集期間

令和8年11月13日(金)から12月18日(金)まで
※上記に関わらず最大で9件の応募があった時点で募集を締め切ります。
(相談期間は令和8年12月11日(金)まで)

事業期間

令和9年度中(令和9年5月～令和10年3月末)

事業費

トライアルコース:1事業あたり税込50万円以内

アドバンスコース:1事業あたり税込100万円以内

応募様式は区役所HPからダウンロード!

応募書類提出先・問合せ先
〒213-8570 高津区下作延2－8－1
川崎市高津区役所まちづくり推進部企画課
電話 044-861-3131
メール 67kikaku@city.kawasaki.jp

高津区市民提案型協働事業とは

市民提案型協働事業とは、地域の身近な課題に対応するため、地域の団体が企画・提案した事業を区と協働で実施することにより、課題の解決を目指すものです。

地域課題の解決に向けて実施している高津区の取組をご紹介します。

（１）高津区のまちづくりについて

高津区では、「川崎市総合計画　第４期実施計画」に基づき、「歴史と進歩が調和した、心豊かに安心して暮らせるまちづくり」を推進しています。計画期間の主な取組として、次の３つを掲げています。



詳細は、川崎市ホームページをご確認ください。

【URL】https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000185344.html

川崎市総合計画　第４期実施計画

（２）高津区の地域課題対応事業について

高津区役所には様々な地域課題が存在し、その解決に向けて事業（地域課題対応事業）を実施しています。高津区市民提案型協働事業では、こうした地域課題に係る提案を募集します。その中でも、重点的に取り組むべき課題としているものを紹介します。

【URL】https://www.city.kawasaki.jp/takatsu/page/0000181170.html

高津区地域課題対応事業

・地域包括ケアシステムの構築

「地域包括ケアシステム」とは、子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、住民・地域団体・企業・行政がつながって支え合う仕組みです。高津区では、様々な取組を通じて、つながりづくりを行っています。

【URL】https://www.city.kawasaki.jp/takatsu/category/111-14-0-0-0-0-0-0-0-0.html

高津区の地域包括ケアシステム

・エコシティたかつ（エコたか）・脱炭素アクションみぞのくち

「エコシティたかつ（エコたか）」とは、区民、学校、企業、団体、行政が協力しながら、環境にやさしく、災害にも強いまちづくりを目指す取り組みです。関連する事業として、川崎市では 2050 年の脱炭素社会の実現に向けて、高津区溝口周辺地域を脱炭素モデル地域として「脱炭素アクションみぞのくち」の取組を進めています。

【エコシティたかつ URL】https://www.city.kawasaki.jp/takatsu/page/0000117257.html

【脱炭素アクションみぞのくち】https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000122317.html

エコシティたかつ　　脱炭素アクション みぞのくち

（３）高津区区民生活に関わるニーズ調査について

高津区区民生活に関わるニーズ調査とは、「区民がどのような施策・事業を実施してほしいと思っているのか」などについて、アンケート調査を行うものです。

直近の令和６年度調査で「区への要望」の上位項目として挙がったものを紹介します。

区役所への要望（令和６年度調査）	割合（%）
地震や風水害への対策	44.1
道路、歩道の整備	39.7
子どもや子育ての支援	37.0
街頭犯罪の防止	31.3
高齢者関係の事業	25.8

高津区区民生活に関わるニーズ調査

【URL】https://www.city.kawasaki.jp/takatsu/page/0000175349.html

対象事業

募集する事業は、区が行える業務の範囲内で、**提案団体と区が協働で行うことにより、地域の課題解決につながるもの**です（団体がすでに自主事業として実施している事業でも、区との協働で公益性の向上等が見込まれる場合は応募可）。ただし、次のいずれかに該当する事業は対象としません。

(1)　営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの

(2)　政治・宗教・選挙活動を目的とするもの

(3)　施設等の建設や整備を目的とするもの

(4)　国、地方公共団体、外郭団体から当該事業の委託・補助・助成等を受けているもの

(5)　公序良俗に反するもの

(6)　同一事業で３年を超えるもの（２コース通算）

（事業例）

☆彡　誰もが気軽に集える場であり、新しい活動のきっかけとなる多様なつながりを育む地域の居場所（「まちのひろば」）の創出につながる事業

☆彡　地域の人材、場、団体などをつなぐコーディネーターの役割を担う事業

☆彡　地域包括ケアシステムの構築の推進につながる事業

☆彡　災害に強いまちづくりにつながる事業　など

※これまでの選定事業はこちら→

対象コース(全２コース)の概要

①トライアルコース

これから**活動を始める団体**や、**活動年数が短い団体**、区との**協働事業に初めて**チャレンジする団体を応援します。



団体の活動継続年数の制限はありません。



２次審査での評価点の配分を本コースに適した設定にしています。



事業経費の上限は税込 50 万円です。

※応募締切日時点で活動開始後３年未満であるか、または、川崎市において市民提案型協働事業を実施したことがないことが応募条件となります。

②アドバンスコース

ある程度**規模の大きい**協働事業を実施したい団体、**市民活動の経験が豊富**な団体、**区との協働事業の経験がある**団体向けのコースです。



事業経費は税込 100 万円までです。



団体の必要構成人数は３人以上です。※２コース共通



審査では、実績もアイデアも両方重視します。

（各コースの応募条件の詳細）

	トライアルコース	アドバンスコース
対象団体	川崎市内に活動場所又は活動実績を有し、高津区内を対象地域として事業を行える団体で**次の１と２の要件を満たすもの。** **１．次の要件をいずれか満たすこと。** (1) 活動開始３年未満であること。 (2) 川崎市において市民提案型協働事業を受託したこと（受託中である場合も含む）がないこと。 **２．次の要件をすべて満たすこと** (1) ３人以上のメンバーで組織していること。 (2) 予算・決算を管理していること。 (3) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。 (4) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。 (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団をいう）でないこと。 (6) 団体又はその代表者が、租税を滞納していないこと。 (7) 過去３年間において、個人情報に関する事務事故、団体会計の不適切な処理等がなく、コンプライアンスに則った団体運営をしていること。	川崎市内に活動場所又は活動実績を有し、高津区内を対象地域として事業を行える団体で、**次の要件をすべて満たすもの。** (1) 原則として、１年以上継続して活動していること。 (2) ３人以上のメンバーで組織していること。 (3) 予算・決算を管理していること。 (4) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。 (5) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。 (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団をいう）でないこと。 (7) 団体又はその代表者が、租税を滞納していないこと。 (8) 過去３年間において、個人情報に関する事務事故、団体会計の不適切な処理等がなく、コンプライアンスに則った団体運営をしていること。
事業経費	**最大で 50 万円（税込）** （10 万円前後の少額での応募も可）	**最大で 100 万円（税込）** （10 万円前後の少額での応募も可）

※複数の団体が共同で提案を行う場合は、全ての団体が要件を満たす必要があります。

※１次審査を合格した場合は、２次審査までに組織の運営に関する規則（規約、会則等）を提出する必要があります。

事業実施期間

令和９年５月中旬～令和１０年３月３１日（令和９年度内に事業完了）

募集から事業実施までの流れ

	日程	内容	
応募まで	令和８年 10月下旬	広報開始（予定）	
	令和８年 11月13日	募集開始	
	11月13日～ 12月11日	相談期間	◇募集に関する相談期間です。提案を検討している団体は必ず一度ご相談ください。
	12月18日	応募締切	◇所定の書類を高津区役所企画課に提出してください。※ＨＰ入力フォーム・持参・郵送（必着）
応募後～選定まで	令和９年 １月下旬	１次選考結果通知	◇書類選考を行い、結果を通知します。
	１月下旬	関係部署調整	◇提案団体と高津区役所関係課との間で事業内容の確認・調整や経費の精査などを行います。
	２月下旬～ ３月上旬	公開プレゼンテーション	◇提案団体に事業の発表を行っていただきます。 ◇発表・質疑応答・応募書類を基に審査委員会による選考を行います。
	３月下旬	選定結果通知	◇区長が最終決定をし、結果を通知します。
各種手続・事業実	４月上旬	事業着手に向けた手続き	
	５月中旬～	事業の実施	
	11月～12月	中間報告	◇事業への中間報告（自己評価）を行っていただき、団体と区で課題等について共有します。
終了後	事業終了後	最終報告・事業評価	◇事業終了後に最終報告をしていただきます。 ◇審査委員会による事業評価を行います

事業経費

(1) トライアルコースは１事業あたり５０万円以内（税込）、アドバンスコースは１事業あたり１００万円以内（税込）です。

(2) 事業経費は、予算の状況及び事業選定後の区と提案団体間における事業内容や経費等についての協議・調整により最終的に決定しますので、応募時の収支予算書に記載された金額どおりにならない場合があります。

(3) 事業経費として計上できる経費は、提案事業の実施にかかる経費で次のとおりです。

経費項目	対象となる経費	備考
人件費	事業実施にかかる活動スタッフ等の人件費	・事業実施に直接かかる経費のみが対象で、通常の団体の運営のための人件費は対象外です。 ・人件費の額が適当であるかは業務内容により異なりますので、ケースごとに判断します。
報償費	講師、外部の活動協力者への謝礼	・講師等の交通費は謝金に含めてください。
旅費	メンバーの移動等に係る交通費、通行料金等	
消耗品費	事務用品、材料、書籍などの購入費	・物品の単価は原則２万円以下です。超える場合は別途御相談ください。
印刷費	チラシ・資料の印刷・製本費	・有償で配布する印刷物の作成経費は対象外。
通信運搬費	切手代等郵送料、宅配便代、オンライン会議用ソフトのライセンス料など	・本事業のみに係る通信費として切り分けができない経費（電話代、インターネット代等）は対象外。
保険料	イベント保険料など	・事業等の実施に伴い加入する傷害保険や賠償責任保険の保険料など（ボランティア保険含む）
賃借料	会議室使用料、 機材のレンタル料など	・事業実施等に係る打ち合わせ等については、区役所会議室の貸し出しも行なっています。利用条件がありますのでご確認ください。
上記以外の経費については、個別にご相談ください		

区役所の役割

提案事業の内容を所管する高津区役所の担当課が、事業執行において協働の相手方としての役割を担います。なお、事業の企画・運営等の主たる部分は提案団体が行うこととなります。詳細な役割分担については、実施事業選定後に区と提案団体との協議・調整の上、決定します。

（行政へ期待する役割具体例）

- 関係機関と団体との連絡調整の支援
- 会議室等の提供
- 広報支援（市政だより区版・市 HP での掲載など）

応募方法

(1)　事前相談

制度の内容をよく知っていただくためにも、初めて応募する場合には、事前に必ず一度ご相談ください。（相談期限　令和８年１２月１１日（金）まで）

(2)　提出書類

①　事業提案・計画書【様式 1】（トライアルコース様式を簡略化しています）
②　収支予算書【様式 2】
③　団体に関する申出書【様式３】（記名押印または自署）
④　会員名簿又は役員名簿
⑤　定款、規約、会則等　※遅くとも２次選考の前までに提出
⑥　活動報告書（前年度）※前年度の活動実績がない場合は不要
⑦　収支決算書（前年度）※前年度の活動実績がない場合は不要
⑧　その他、チラシ、パンフレット等、団体及び事業（活動）がわかる資料

※書類の作成や事業内容の企画・検討に当たっては、必要に応じて区役所が支援いたします。

(3)　提出期限　**令和８年１２月１８日（金）※郵送の場合必着**

受付時間は、平日の午前８時半～12 時と午後１時～５時です。

(4)　提出方法　入力フォーム又は持参・郵送（1 部）

入力フォームの場合　※原則入力フォームで提出

区役所ＨＰの入力フォームから申請書類を提出してください。

様式３はスキャナ又は写真データにて送付ください。

区役所ＨＰ

持参又は郵送する場合

データを Word 形式及び Excel 形式のまま、DVD メディア等に保存して併せて提出してください。

(5)　問合せ・提出先　高津区役所まちづくり推進部企画課（住所等は表紙に記載）

選定方法

(1)　１次選考は書類選考です。

(2)　２次選考は公開プレゼンテーションで行い、「川崎市高津区市民提案型協働事業審査委員会」が審査・選考します。

(3)　各審査委員の評価点の平均点のうち、項目「協働の必要性」及び合計点が満点の６割に満たない場合は、選定しません。なお、 高津区市民提案型協働事業選定・評価要領別表２（2）「重点課題等への対応」の項目については加点項目であり、選定基準点の各項目６割以上には含まれません。

※事業提案に当たっては、区と協働で事業を行う意義を十分に認識した上で計画書を作成してください。

コース名	満点	配分	選定基準点
トライアルコース	**80 点**	10 点×6 項目・５点×４項目 ※別途加点項目として５点×１項目	項目「協働の必要性」及び合計点が**６割以上（加点項目を除く）**
アドバンスコース	**100 点**	10 点×10 項目 ※別途加点項目として５点×１項目	

※トライアルコースは、実績よりもアイデアと独自性などを重視します。

※トライアルコースは、80 点満点の得点を 100 点満点に換算して選考します。

※トライアルコースの加点項目は、100 点満点に換算した後に加えます。

(4) ２次選考の結果を考慮し、予算の範囲内で区が選定事業を最終決定します。金額の規模は、トライアルコースとアドバンスコース合わせて総額３００万円を想定していますが令和９年度予算の確定をもって決定となります。

(5) ２次選考の審査のポイントは次表のとおりです。

(6) 各提出書類の記載内容のほか、審査委員、関係課等との質疑応答についても審査の対象となります。

高津区市民提案型協働事業選定・評価要領 別表２（2）

項目	審査にあたってのポイント	
狙いの適切さ	目的・課題の明確性・妥当性	・提案内容の目的が明確であり、妥当であるか ・提案内容の課題が明確であり、妥当であるか
	地域性・独自性・将来性	・高津区の地域の実情を反映した課題であるか ・新たな市民活動としての展開や独自性、アイデアがあるか
	解決手法の妥当性※１	・提案事業が課題を解決する手法として妥当であるか
協働の必要性	公共性	・事業の対象となる者（区民）が限定されていないか ・区役所が協働するにふさわしい公共性があるか、また、提案団体に公共を担っている自覚が感じられるか
	協働性※１	・提案団体と行政との役割分担は明確で妥当であるか ・協働で行うことにより、相乗効果が期待できるか
事業の実現性	計画内容の具体性・実現性※２	・スケジュールが具体的・現実的であるか、また、事業を実施する上で専門的な知識や経験を活用するようになっているか ・地域住民の理解が得られ、地域団体と連携がとれそうか、また、その具体的方策ないし手段を持っているか
	事業効果・展望※１	・提案事業を行うことで、区民に対して大きな効果が見込めるか ・提案事業終了後の事業の発展性は期待できるか

	予算の適正性	・予算の見積りが妥当であるか
	団体の実施能力 ※１	・提案内容を実施することができるだけの能力と実績※３があるか ・団体として自立しているか（組織体制、活動年数、構成員数、年間予算）※3 ・事業のＰＲを積極的に行っていく姿勢と情報発信能力があるか
重点課題等への対応		・地域包括ケアシステムの構築の促進につながる事業か ・エコシティたかつ・脱炭素モデル地区における環境意識向上及び行動変容に係る普及啓発（脱炭素アクションみぞのくち）につながる事業か ・高津区区民生活に関わるニーズ調査（令和６年度）の結果を踏まえ、区民ニーズに対応することができる事業か
総合評価		・提案は上記評価の観点から見て総合的にバランスがとれているか

※評価点は各 10 点とします。**「重点課題等への対応」は５点とし別途加点**します。

※トライアルコースでは次のとおりとします。

※１の評価点は「５点」とします。

※２は「計画内容の具体性・実現可能性」とします。

※３は審査のポイントから除きます。

協議・調整～事業実施～事業報告

(1) 提案団体と区役所の協議・事業実施

本事業は、提案団体と川崎市（高津区役所）がお互いを理解・尊重し、対等な関係のもとに実施します。そのため、事業目的を共有し、それぞれの役割や責任、経費負担などを明確にする協議を行った上で、事業内容・事業経費を最終的に決定します。

(2) 事業報告

提案団体は、事業実施中（11 月～12 月頃を目安に）に中間報告を、終了時に最終報告（3 月頃）をしていただきます。

その他

(1) 同一事業の継続に関する制限

提案事業の実施は単年度を原則としていますが、翌年度も提案事業の枠組みでの実施を希望する場合は、年度ごとに提案をしていただき、審査を行います。また**、同一事業の実施については、３年を限度**とします。（トライアルコースでの実施回数とアドバンスコースでの実施回数を合わせて３年）

(2) 事業内容の広報

高津区役所は、選考過程や事業実施の公正性・透明性を高めるため、提案された事業の概要、提案団体名、事業の実施状況、実施結果等を高津区ホームページ等で広報します。なお、事業の写真等を掲載することもあります。

(3)　事業実施上の広報

提案団体が事業を実施する場合には、事業のポスター、チラシ、冊子、開催会場等、高津区市民提案型協働事業である旨の表示・掲出を行っていただきます。

(4)　情報公開

本事業の募集・実施などに際して提出された書類については、川崎市情報公開条例に基づき、個人情報等を除いて公開する場合があります。

(5)　個人情報の保護

事業を実施するうえで個人情報を取り扱う必要が生じた場合は、漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため十分に注意を払い、その取扱いについて高津区役所と協議し、必要な措置を講じたうえで厳重に取扱うものとします。

問い合わせ先

〒２１３－８５７０　川崎市高津区下作延２－８－１
高津区役所まちづくり推進部企画課（高津区役所２階）
電話０４４（８６１）３１３１　FAX０４４（８６１）３１０３
E-mail：67kikaku@city.kawasaki.jp